

令和元年 10 月 17 日

施設管理者 様

横浜市健康福祉局医療安全課長

令和元年度院内感染対策講習会について（依頼）

標記について、厚生労働省医政局長から別添のとおり通知がありました。貴院に勤務される医師、歯科医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師について、本講習会の受講を希望される方がおりましたら、講習会②・③の受講希望 をとりまとめの上、令和元年 10 月 28 日（月）（必着）までに FAX 又は郵送で、下記提出先【神奈川県健康医療局保健医療部医療課法人指導グループ】まで ご提出ください。

郵送の場合は、封書等に朱書きで「院内感染対策講習会受講申込書在中」と表示をお願いします。また、受講申込書は、横浜市ホームページからダウンロードできます。

【横浜市ホームページ「医療安全等に関するお知らせ」アドレス】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryō/iryō/anzenshien/imuyaku/imuyakumu-jyōhou.html>

なお、受講定員には限りがあるため、貴院の御希望に沿えない場合がありますので予めご承知おきください。 申込結果につきましては、後日連絡いたします。短い期間での依頼で大変恐縮ですが、よろしく願いいたします。

提出先・問合せ

【提出方法】 FAX： 045-210-8856

郵 送：〒231-8588

横浜市中区日本大通 1

神奈川県健康医療局保健医療部医療課法人指導グループ

【提出期限】：令和元年 10 月 28 日（月）必着

【問合せ先】：神奈川県健康医療局保健医療部医療課法人指導グループ 山口

電話：045-210-1111（内線 4871）

横浜市担当

横浜市健康福祉局医療安全課 石合

電話 045-671-4336

医政発1004第8号
令和元年10月4日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

令和元年度院内感染対策講習会について（依頼）

院内感染対策の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申しあげます。

今般、院内感染対策の一環として、医療機関等に勤務する医師、歯科医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師等を対象に、院内感染対策について理解を深めることを目的とした講習会を別添1「令和元年度院内感染対策講習会実施要領」により実施することとしたので通知します。

貴職におかれましては、各医療機関等に本講習会の趣旨を周知するとともに、受講希望者の推薦について、別添2「院内感染対策講習会の事務手続に係る留意事項」を参考に各医療機関等の受講申込書を取りまとめの上、下記の通り提出をお願いします。

また、独立行政法人国立病院機構に属する病院、国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人地域医療機能推進機構に対しては貴職より周知をお願いしますが、厚生労働省所管の国立ハンセン病療養所に対しては貴職より周知は不要ですのでご了知下さい。

記

1. 提出内容：別紙1、別紙3-1、別紙3-2
2. 提出期限：令和元年10月30日（水）
3. 提出方法：郵送（別紙1、別紙3-1、別紙3-2）
電子メール（別紙3-1、別紙3-2）

4. 提出先：厚生労働省医政局地域医療計画課

救急・周産期医療等対策室 へき地医療係 岩田

住所：東京都千代田区霞が関1-2-2

E-mail: iwata-akihiro@mhlw.go.jp

照会先

厚生労働省医政局地域医療計画課

救急・周産期医療等対策室

電話：03-5253-1111

FAX：03-3503-8562

へき地医療係

岩田 章裕（内線2551）

令和元年度院内感染対策講習会実施要領

1. 目的

近年、MRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）、VRE（バンコマイシン耐性腸球菌）、多剤耐性緑膿菌、多剤耐性アシネトバクター及びノロウイルスをはじめとした各種の病原体に起因する院内感染の発生や、医療技術の高度化による感染症に対する抵抗力が比較的低い患者の増加などから、医療機関においては、最新の科学的知見に基づいた適切な院内感染対策の実施が求められているところである。

院内感染対策については、個々の医療従事者ごとに対策を行うのではなく医療機関全体として取り組むことが重要であることから、全ての職員に対する組織的な対応方針の指示や教育等を行うことが重要である。

これらの状況を踏まえ、次に掲げる講習会を通じて最新の科学的知見に基づいた適切な知識を普及・啓発することで、わが国における院内感染対策をより一層推進することを目的とする。

- ① 特定機能病院の院内感染対策の推進及び近隣医療機関等への指導助言体制の充実を図ることを目的とした講習会
- ② 院内感染対策に関して、地域において指導的立場を担うことが期待される病院等の医療従事者を対象とした院内感染対策に関する講習会
- ③ ②の受講対象となる医療機関と連携し、地域における各医療機関の院内感染対策の推進を図ることを目的とした講習会

2. 対象

- (1) 「1. 目的」の①については、特定機能病院において院内感染対策を実施する医師、歯科医師、薬剤師、看護師又は臨床検査技師であって、当該施設長の推薦する者。
- (2) 「1. 目的」の②については、院内感染対策に関して、地域において指導的立場を担うことが期待される病院に勤務する医師、看護師、薬剤師又は臨床検査技師であって、院内感染対策について指導的立場を担う者として当該施設長の推薦する者。
- (3) 「1. 目的」の③については、地域の医療連携体制の構築が求められる病院、診療所又は助産所に勤務する者であって、当該施設長の推薦する者。

3. 受講者の推薦及び決定

都道府県及び厚生労働省医政局医療経営支援課（以下「都道府県等」という。医療経営支援課については、国立ハンセン病療養所に勤務する者の推薦のみ行う。）は、「2. 対象」で定める対象のうちから院内感染対策の推進に当たって効果の期待できる者を推薦者として選考し、厚生労働省医政局長に推薦するものとする。厚生労働省医政局長は、都道府県等から推薦のあった者のうちから受講者を決定し、都道府県等に通知するものとする。

4. 研修事業実施者

厚生労働省の委託により、株式会社リベルタス・コンサルティングが実施するものとする。

5. 講習場所、講習期間及び講習定員

別紙①のとおりとする。

6. 講習内容

別紙②を標準とする。なお、詳細については別途連絡するものとする。

6. 受講経費

受講者からは受講料を徴収しないものとする。なお、受講者の受講地への旅費、滞在費及び宿泊費については受講者側の負担とする。

7. その他

受講するために必要な筆記用具等は、受講者が持参するものとする。

宿泊施設については、受講者において準備するものとする。

講習会テキストの送付方法等については、別途連絡するものとする。

受講証書は受講者のうち、全講習時間の4分の3以上出席し、受講前と受講後のテストを受けた者に対して発行するものとする。

②. 院内感染対策に関して、地域において指導的立場を担うことが期待される
病院等の医療従事者を対象とした院内感染対策に関する講習会

1. 院内感染の基本（ICT も含む）
2. 院内感染の経路とその対策
3. 院内感染関連微生物とその検査法
4. アウトブレイクとその対応
5. 院内感染対策の地域連携
6. 院内感染における行政との連携
7. 院内感染関連法令
8. 総合討論

講習時間：600 分程度

〈講習場所、期間及び人員〉

②. 院内感染対策に関して、地域において指導的立場を担うことが期待される病院等の医療従事者を対象とした院内感染対策に関する講習会

講習場所		講習期間	講習日数	講習人員	対象都道府県
施設名	所在地		日	人	
赤羽会館 講堂	東京都北区赤羽南1-13-1	自 令和2年 1月15日 至 令和2年 1月16日	2	420	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、長野県、静岡県、石川県
TKPガーデンシティ 大阪リバーサイドホテル	大阪府大阪市都島区 中野町5-12-30	自 令和2年 1月15日 至 令和2年 1月16日	2	380	福井県、岐阜県、三重県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

③. ②の受講対象となる医療機関と連携し、地域における各医療機関の院内感染対策の推進を図ることを目的とした講習会

1. 院内感染の基本（ICT も含む）
2. 院内感染の経路とその対策
3. 院内感染関連微生物とその検査法
4. アウトブレイクとその対応
5. 療養病床・慢性期医療における感染制御
6. 院内感染における行政との連携
7. 院内感染関連法令
8. 総合討論

講習時間：600 分程度

〈講習場所、期間及び人員〉

③. ②の受講対象となる医療機関と連携し、各医療機関の院内感染対策の推進を図ることを目的とした講習会

講習場所		講習期間	講習日数	講習人員	対象都道府県
施設名	所在地		日	人	
札幌市男女共同参画センター ホール	札幌市北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ内1階	自 令和2年1月22日 至 令和2年1月23日	2	220	北海道、青森県、 岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、 福島県
赤羽会館 講堂	東京都北区赤羽南1-13-1	自 令和2年1月22日 至 令和2年1月23日	2	560	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、 富山県、山梨県、 長野県、静岡県、 石川県
TKPガーデンシティ 大阪リバーサイドホテル	大阪府大阪市都島区 中野町5-12-30	自 令和2年1月22日 至 令和2年1月23日	2	400	福井県、岐阜県、 愛知県、三重県、 滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県、 鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 徳島県、香川県、 愛媛県、高知県
長崎総合福祉センター5階 大会議室	長崎県長崎市茂里町3-24	自 令和2年1月22日 至 令和2年1月23日	2	320	山口県、福岡県、 佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県、 沖縄県

院内感染対策講習会の事務手続に係る留意事項

【対象施設に対する周知について】

- 講習会①、②又は③の対象となる各施設の長は推薦者（以下「施設推薦者」とする）を決定し、所定の受講申込書（別紙1）により各都道府県に申請すること（職種別に様式が異なるため留意すること）。

ただし、講習会②については、次に掲げる要件のいずれかに該当する医師、看護師、薬剤師又は臨床検査技師であること。

- ・ 施設内感染について指導的立場を担う者（又は指導的立場を担う予定の者）
- ・ 院内感染対策委員会やインфекション・コントロール・チーム等の感染制御に関する施設内組織に所属する者（又は感染制御に関する施設内組織に所属する予定の者）

- 受講申込書の記入に当たっては、必ず受講者本人が記入すること。また、受講申込書を基に受講証書を発行するので、誤字・脱字のないようにすること（原則として、受講申込書の記載ミスによる受講証書の再発行はしない。）。

また、受講申込書の様式の一番下の欄については、対象として該当する講習会にするし（講習会②又は③の両方とも対象として該当する場合は、受講希望順位）を付して提出すること。